

8 教育

8.1 日本の教育制度

日本では、小学校と中学校は義務教育です。高等学校や大学などは、希望する学校の試験を受けて入学します。そのほか、専門の技術を教える専修学校があります。国が運営する国立、都道府県市区町村が運営する公立、そして学校法人が運営する私立があります。ひとつの学年は、4月に始まり3月に終わります。



0～6歳	6～12歳	12～15歳	15歳～	18歳～	22歳～
幼稚園 【3～6歳】	小学校 (6年間)	中学校 (3年間)	高等学校 (3年間)	大学 (4年間)	大学院 (2年間～)
保育園 【0～6歳】				短期大学 (2年間)	
認定こども園 【0～6歳】				専門学校 (1～3年間)	
			高等専門学校 (5年間)		

保育園、認定こども園については、「7.4子育て支援施設」を参照してください。

8.2 幼稚園

市立幼稚園：学務課 029-273-0111 (内線) 7311、7312

私立幼稚園：幼児保育課 029-273-0111 (内線) 7225、7226

幼稚園は、小学校に入学する前までの子どもが通うことができます。保護者の仕事に関係なく利用することができ、希望する幼稚園に直接申し込みます。ひたちなか市には4つの市立幼稚園と6つの私立幼稚園があります。詳しくは、[市のWebサイト \(幼稚園\)](#) を参照してください。



8.3 小学校、中学校

(1) 入学する

学務課

029-273-0111 (内線) 7322

小学校に入学予定の子どもがいる保護者に、市から1月末までに入学通知書が郵送されます。中学校の場合は、2月末までに入学通知書が郵送されます。決められた日までに、手続きしてください。手続きのときは、入学通知書や子どもの在留カードが必要です。決められた日までに手続きできないときでも、いつでも受け付けています。入学通知書が郵送されないときもあります。子どもが入学する年齢に近づいたら、事前に教育委員会学務課に問い合わせてください。詳しくは、[市のWebサイト \(入園・入学・転入学の手続き\)](#) を参照してください。



(2) 転入学

引っ越しなどで学校が変わるときは、「4.3学校が変わるとき」を参照してください。

(3) 費用について

公立の小学校、中学校では、授業料や教科書は料金0円です。ただし、学用品、校外活動、給食などのお金がかかります。

(4) 日本語がわからないとき

日本語がわからない子どものために、日本語を教えるボランティアが週1~2回学校に来てくれます。学校の先生に「ボランティアに日本語を教えて欲しい」と話してください。

(5) 放課後学童クラブ

青少年課

029-272-5883

学童クラブとは、学校が終わったあとや第一土曜日、夏休みなどに仕事や病気で保護者が子どもの世話をできないときに、子どもに遊びや生活の場を与えている場所です。

[公立学童クラブ]

ひたちなか市には、小学1年生から6年生までを対象として、全ての公立小学校に学童クラブがあります。青少年課に申し込んでください。詳しくは、[市のWebサイト\(公立学童クラブ\)](#)を参照してください。

[民間学童クラブ]

ひたちなか市内には民間学童クラブもあります。詳しくは、[市のWebサイト\(民間学童クラブ一覧\)](#)を参照してください。

(6) 就学支援

学務課 保健給食室

029-273-0111 (内線) 7325、7326

就学支援は、経済的な理由で学校の費用の支払いに困っている人を支援する制度です。詳しくは、[市のWebサイト \(就学援助\)](#) を参照してください。

8.4 高等学校

(1) 入学する

高等学校は、中学校を卒業した生徒のための学校で、義務教育ではありません。高等学校に行くと、専門的な勉強ができ、選べる仕事が増えます。定時制課程の有無については、希望する学校に確認してください。



【茨城県の県立高等学校】

一般入学試験の内容は、5教科の学力検査などです。外国人は、次の条件を満たしていれば、日本人と同じ一般入学試験を受けることができます。

- ・原則として、保護者とともに茨城県内に住んでいるか、入学日までに茨城県内に住む予定の人
- ・日本の中学校を卒業していなくても海外で9年の課程を修了したと同じ程度の学力があること

※さらに、外国籍の人で、日本にいる期間が3年より短い人は、「外国人生徒の特例入学者選抜」を受けることができます。特例入学者選抜は、試験科目が「一般入学試験」より少ない国語・数学・外国語（英語）の3教科で、面接もあります。

【私立高等学校】

入学条件は学校によって違います。行きたい高等学校に問合せってください。

(2) 費用について

【茨城県の県立高等学校】

① 授業料

授業料などのお金がかかります。

② 就学支援金

授業料に使うための就学支援金は、年間の収入と家族構成などによって異なりますが、一般的には授業料が0円になります。詳しくは、[茨城県教育委員会のWebサイト（県立高校授業料等の免除制度について）](#)（外部リンク）を参照してください。または、学校に問合せってください。

③ 奨学金

茨城県内に住む高校生で、経済的な理由で学校に通うことが難しい人は、申請して認められれば奨学金をもらえます。詳しくは、[茨城県教育委員会のWebサイト（奨学金情報）](#)（外部リンク）を参照してください。

【私立高等学校】

① 授業料

授業料などのお金がかかります。授業料は、県立高等学校より高額で、学校によって異なります。詳しくは、行きたい学校に問合せってください。

② 就学支援金

授業料に使うための就学支援金は、通っている高校の授業料が平均程度であれば、授業料が0円になることがあります。

③ 奨学金

申請して認められれば奨学金をもらえます。